

平成18年	9月27日	制定
平成18年	10月1日	実施
平成18年	10月20日	届出
平成21年	11月6日	改訂
平成22年	8月1日	改訂
平成29年	6月1日	改訂
平成30年	4月20日	改訂
令和元年	11月1日	改訂
令和3年	6月10日	改訂
令和4年	8月5日	改訂

自動車運輸安全管理規程

岩手県北自動車株式会社

< 目 次 >

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

※ 本規程に関する別紙添付書類

- [別添 1] 運輸安全マネジメント体制組織図
- [別添 2] 緊急時連絡体制図
- [別添 3] 自動車運輸安全管理規程第 17 条(情報の公開)に基づく
安全情報の公表に係る様式
- [別添 4] 自動車運輸安全管理規程第 17 条(情報の公開)に基づく事故発生後
における再発防止策、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた
改善状況の公表に係る様式

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条（第3条）の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、第7条及び第8条により積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を第15条により行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報は、第12条により社内において必要な情報を伝達、共有し、

第13条により連絡体制を確立する。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(6) 社内の安全運行(航)指導協議会と連携して、輸送の安全の確保を図る。

2 当社のグループ企業及び高速路線バスの共同運行会社及び管理の受委託における受託会社等と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

3 当社が貸切バス運行を委託手配したグループ企業及び委託手配したバス会社の輸送の安全の確保を阻害するような運行にならないよう運行時間・経路の設定等について運行手配書に明記し、『バス運転者の労働時間等に関する厚生労働省告示』に違反するような行為を行わない。又、手配バス会社の輸送の安全の向上に協力するように努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条(第4条)に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条(第5条)に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等の必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は前条(第7条)の輸送の安全の確保に関する事項を確実に実施するために、責任ある輸送安全管理の体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行うため、次に掲げる職務者を選任する。(別添1・運輸安全マネジメント体制組織図)

(1) 輸送の安全の確保に関する事項を確実に実施するため、本規程に記載された安全管理体制を統括管理する職務者を選任する。

①安全統括管理者

- (2) 安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄内の営業所を統括し指導監督を行う職務者、及び整備管理を統括し指導監督を行う職務者として安全管理地区管理者を選任する。

①宮古地区統轄長

②盛岡地区統轄長

③北部地区統轄長

④南部支社統轄長

⑤技師長

- (3) 安全管理地区管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し指導監督を行う職務者として、安全管理営業所管理者を選任する。

① 宮古営業所長

(山田支所長、小本支所長、重茂車庫長)

② 盛岡営業所長

③ 盛岡南営業所長

④八幡平営業所長

(沼宮内支所長)

⑤一戸営業所長

(伊保内支所長)

⑥久慈営業所長

⑦仙台営業所長

⑧南部支社八戸営業所長

⑨南部支社五戸営業所長

⑩南部支社三戸営業所長

⑪南部支社青森営業所長

- (4) 安全管理地区管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄内の営業所の整備管理を統括し、指導監督を行う職務者として安全管理地区整備管理者を選任する。

①宮古整備工場長

②盛岡整備工場長

③一戸整備工場長

④南部整備工場長

- (5) 運行管理者

- (6) 整備管理者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、会社の機構組織と、運輸安全マネジメント体制組織と連動して実施する。

(安全統括管理者の選任・解任)

第9条 道路運送法第22条の2第4項の規程に基づき、安全統括管理者を次の要件を満たす者の中から選任する。

- (1) 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から選任する。
- (2) 安全統括管理者を選任したときは、遅滞なく国土交通大臣（岩手運輸支局）に届け出るものとする。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 安全統括管理者を解任したときは、遅滞なく国土交通大臣（岩手運輸支局）に届け出るものとする。

(安全統括管理者の責務と権限)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務と権限を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、安全管理地区管理者、安全管理営業所管理者、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、安全管理地区管理者、安全管理地区整備管理者、整備管理者を統括管理すること。

(9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は、研修を行うこと。

(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関し設定した目標を達成すべく、作成した輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 経営トップと現業実施部門や運行管理者と運転者等相互のコミュニケーションの確保を十分に図り、事故情報、道路情報等の輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有するとともに適確な指示をするよう努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

2 輸送の安全に関する道路情報等の情報の収集及び伝達については次の通りとする。

(1) 乗合運行の場合

一般路線の運行においては、営業所間相互に連絡を取り情報を伝達・共有する。

高速バスにおいては、高速道路(株)から適時確認するとともに、インターネットの活用等により情報の早期収集・伝達に努める。

(2) 貸切運行の場合

営業所間相互の連絡を密に行うとともに、高速道路を利用する場合は、高速道路(株)から適時確認するとともに、インターネットの活用等により情報の早期収集・伝達に努め、運行経路の事前調査を確実に実施する。

(事故、災害時に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める「緊急時連絡体制図」による。(別添 2…緊急時連絡体制図)

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ、現業実施部門を含め、社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 経営トップは、安全マネジメントの実施状況等を確認するため、監査長及び監査長を補佐するため、監査長補佐を選任する。

2 監査長は、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

3 監査長は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに安全統括管理者とともに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は監査長から、前条(第 15 条)の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 経営トップは、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、自社のホームページへの掲載により外部に対し公表する。(別添 3 の様式による)

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改

善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに自社のホームページへの掲載により外部に対し公表する。(別添4の様式による)

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 安全マネジメント体制の運用結果を記録に残すため、次に掲げる記録を作成し、適切に維持する。

- (1) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録
- (2) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録
- (3) 事故・災害等に関する情報の報告内容に関する記録
- (4) 安全統括管理者が指示した事項に関する記録
- (5) 内部監査の報告事項及び実施結果に関する記録
- (6) 安全マネジメント体制を確立し、維持するために必要な教育・訓練に関する記録
- (7) 安全マネジメント体制の見直しに関する記録
- (8) 安全マネジメント体制を適切に維持するために実施した、是正措置及び予防措置に関する記録
- (9) その他安全マネジメント体制を確立し、実施し、維持する上で経営トップが必要と判断した記録

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録は文書化し年度毎にまとめ、保存するものとする。